

奈良県公報

目次

ページ

| | | | |
|--|---|--------------------------------|----|
| 〇 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則（資源調整課） | 一 | 〇 道路の区域変更及び供用開始（道路維持課） | 七 |
| 〇 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則（資源調整課） | 一 | 〇 河川区域の廃止による廃川敷地等（河川課） | 七 |
| 〇 町の区域の変更（市町村課） | 一 | 〇 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 八 |
| 〇 救急病院の認定（医務課） | 五 | 〇 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課） | 八 |
| 〇 肥料の登録の有効期間の更新（農業水産振興課） | 五 | 〇 行政書士試験の合格者（市町村課） | 八 |
| 〇 肥料の登録の失効（農業水産振興課） | 五 | 〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課） | 九 |
| 〇 家畜伝染病予防法に基づく患畜等の届出があった旨の公示（畜産課） | 六 | 〇 右 同 | 九 |
| 〇 土地改良事業計画の適否決定（耕地課） | 六 | 〇 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課） | 九 |
| 〇 県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧（耕地課） | 六 | 〇 開発行為に関する工事の完了（建築課） | 一〇 |
| 〇 右 同 | 七 | 〇 右 同 | 一一 |
| 〇 右 同 | 七 | 〇 右 同 | 一一 |
| 〇 右 同 | 七 | 〇 監査の結果に基づき措置を講じた | 一一 |

旨の通知に係る事項の公告

規則

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十六号

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則（平成十二年一月奈良県規則第四十八号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十七年一月十七日から施行する。

告示

奈良県告示第四百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成十七年二月七日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図一（変更前）及び別図二（変更後）のとおりである。

平成十七年一月十四日

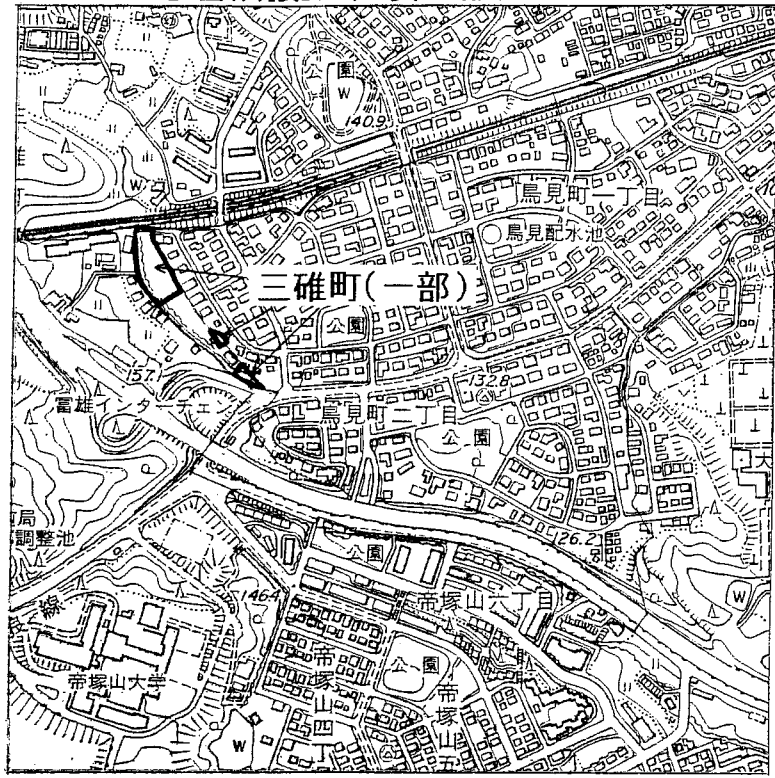
奈良県知事 柿本善也

| | | |
|-----------|------------|---------|
| 他の町を編入する町 | 他の町に編入される町 | 編入される区域 |
|-----------|------------|---------|

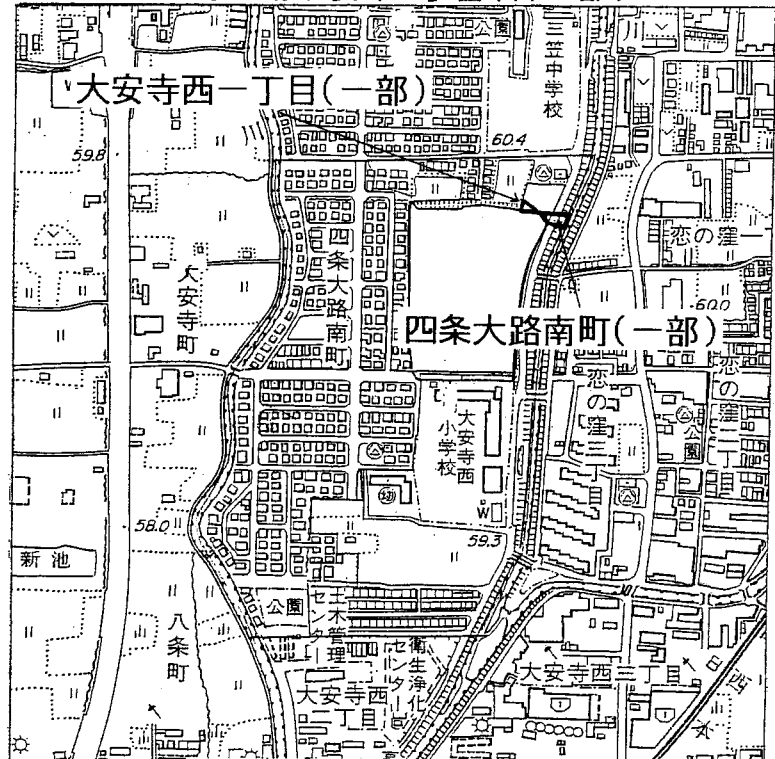
| | | |
|--|-------------------------|---|
| <p>大安寺西一丁目</p> | <p>四條大路南町</p> | <p>鳥見町二丁目</p> |
| <p>四條大路南町 (二部)</p> | <p>大安寺西一丁目 (一部)</p> | <p>三碓町 (一部)</p> |
| <p>四條大路南町二〇〇〇、二〇〇二の一部及びこれらの区域に隣接する堤塘・水路である国有地、公用地の一部</p> | <p>大安寺西一丁目一〇〇一</p> | <p>三碓町二〇七三の七〇、二〇七三の七一、二一一三の一、二一一三の三から二一一三の六まで、二一一四の三、二一一四の五、二一一四の八、二一一四の九、二一二四の一から二二四の一六まで、二二二五の二から二二二五の九まで、二二二六の二、二二二八の一、二二六五の二、二二八五の一、二二八五の五、二二八五の七、二二八六の三及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地、公用地の全部</p> |

別図 1

鳥見町二丁目隣接三碓町(一部) (変更前)



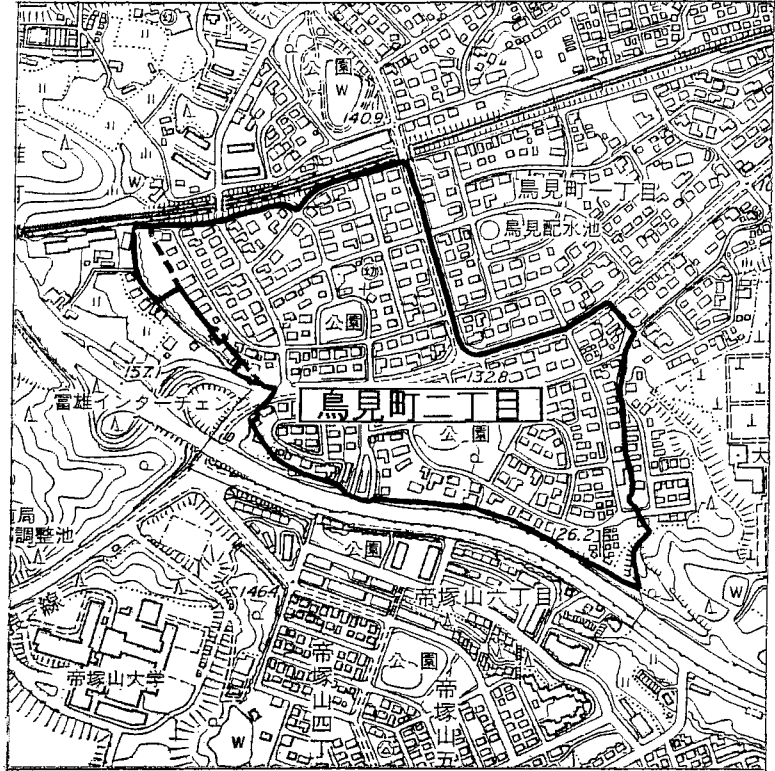
四条大路南町・大安寺西一丁目(各一部)



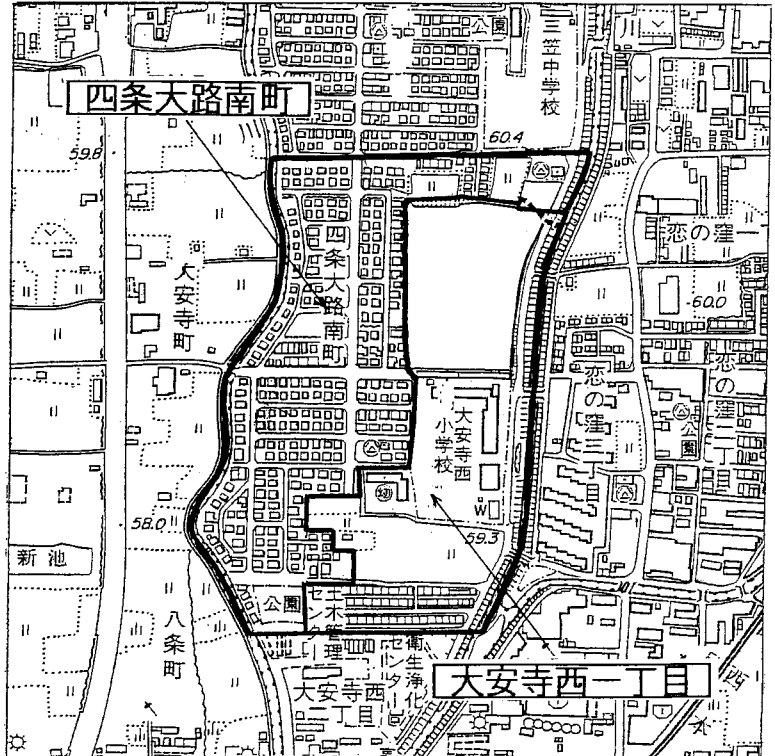
| 凡 例 | |
|-----|--------|
| | 実施対象区域 |

別図 2 (変更後)

鳥見町二丁目



四条大路南町・大安寺西一丁目



| 凡 例 | |
|-------|-------|
| — | 新 町 界 |
| - - - | 旧 町 界 |

奈良県告示第四百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

| 名称 | 所在地 | 認定が効力を有する期限 |
|--------|--------------|--------------|
| おかたに病院 | 奈良市南京終町一丁目二五 | 平成十九年十二月三十一日 |

奈良県告示第四百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

| 登録番号 (奈良県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 有効期限 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|---------------|---------|----------|--------------|---------|-------------|----------------------|
| 第四百八十三号 | 肉かす粉 | 八・〇肉かす粉末 | 窒素全量 八・〇 | 公定規格のとお | 平成二十二年九月十一日 | 鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の |
| 第七百三十一号 | 混合有機質肥料 | 混合有機質肥料3 | 窒素全量 八・〇 | 公定規格のとお | 平成十九年十一月 | 鳥山孝宣 橿原市四分町 |

奈良県告示第四百八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

| 登録番号 (奈良県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 執行年月日 |
|---------------|---------|--------------|--------------|---------|--------------------------------|--------------|
| 第七百五十九号 | わたみ油 | 六・〇綿 | 窒素全量 六・〇 | 公定規格のとお | 志野作司 磯城郡三宅町 但馬三四二の三 | 十三日 |
| 第七百六十八号 | 副産植物質肥料 | グルテン フィード | 窒素全量 一一・〇 | 公定規格のとお | 三和澱粉株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地 | 平成十七年十二月四日 |
| 第七百三十四号 | 蒸製てい角粉 | 蒸製てい角粉末 | 窒素全量 一一・〇 | 公定規格のとお | 株式会社ニシダ 生駒郡斑鳩町 興留九丁目五番七号 | 平成二十二年十二月十四日 |

| | | | | | | | |
|---------|---------|--------------|-----------|---------|--------------------------------|--------------|--------|
| 第七百五十九号 | わたみ油 | 六・〇綿 | 窒素全量 六・〇 | 公定規格のとお | 志野作司 磯城郡三宅町 但馬三四二の三 | 十三日 | 二八六番地の |
| 第七百六十八号 | 副産植物質肥料 | グルテン フィード | 窒素全量 一一・〇 | 公定規格のとお | 三和澱粉株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地 | 平成十七年十二月四日 | |
| 第七百三十四号 | 蒸製てい角粉 | 蒸製てい角粉末 | 窒素全量 一一・〇 | 公定規格のとお | 株式会社ニシダ 生駒郡斑鳩町 興留九丁目五番七号 | 平成二十二年十二月十四日 | |

| | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----------------------------|------------------|---------------------------|-------------------|
| 第七百六十九号 | 肉骨粉 | 肉骨粉 | 窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇 | 公定規 格のと おり | 岡本全恭 北葛城郡広陵町 百濟一八五号 | 平成十六 年七月一 日 |
|---------|-----|-----|-----------------------------|------------------|---------------------------|-------------------|

奈良県告示第四百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病の発生があった旨、次のとおり届出があった。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 病名
ヨ―ネ病
- 二 家畜の種類
乳用牛
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜一頭
- 四 発生の場所又は区域
宇陀郡室生村
- 五 発生年月日
平成十七年一月四日
- 六 その他参考となるべき事項
当該牛は法令殺にて処分

奈良県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十七年一月四日次の表の上欄の者の申請に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

| | | |
|----------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 平成十七年一月十四日 | | |
| 奈良県知事 柿本善也 | | |
| 申請者 | 事業計画 | 縦覧期間及び場所 |
| 曲川土地改良区 理事長 西島 義彦 | 曲川土地改良区営土地改良事業（新規） 西川・大宮坪地区 | 平成十七年一月十四日から同年二月七日まで 橿原市役所 |

奈良県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）大和高原北部地区ボダイ工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 縦覧期間
平成十七年一月十七日から同年二月七日まで
- 二 縦覧場所
月ヶ瀬村役場及び山添村役場

奈良県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）大和高原北部2期地区域福寺工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 縦覧期間

平成十七年一月十七日から同年二月七日まで

二 縦覧場所
都祁村役場

奈良県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）大和高原北部地区的野1
工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の
規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

一 縦覧期間
奈良県知事 柿本善也

平成十七年一月十七日から同年二月七日まで

二 縦覧場所
山添村役場

奈良県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）大和高原北部地区遅瀬1
工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の
規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

一 縦覧期間
奈良県知事 柿本善也

平成十七年一月十七日から同年二月七日まで

二 縦覧場所
山添村役場

奈良県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次の

とおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に
供する。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十八号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----------------------|--------------|---------------|-------------|-----|
| 吉野郡十津川村野尻二 八八番一先から | 前 | 三・八 } | 四八七・五 | |
| 吉野郡十津川村野尻一 七六番二先まで | 後 | 一二・二 } | 四八七・五 | |

四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日
平成十七年一月十四日

奈良県告示第四百八十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十
四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県土木部河川課及び奈良県桜井土木事務所において縦覧に供す
る。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 河川の名称 一級河川大和川水系曾我川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 平成十七年一月十四日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

| 位 置 | 種 類 | 数 量 |
|--------------------------------|-----|--------------|
| 橿原市光陽町一四五番先から 橿原市光陽町一四七番先まで | 土地 | 二六七・〇〇平方メートル |

奈良県告示第四百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 区域の名称 飛養曾地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 二 土地の表示
 - 次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
三号を結んだ線に囲まれた区域
 - 所在地及び標柱番号
- 吉野郡大塔村大字飛養曾五四八番二 一号
 〃 五五二番一 二号
 〃 六五五番 三号
 〃 九八番一 四号
 〃 七三番 五号
 〃 二六番 六号
 〃 九番二 七号

- 〃 五七五番一 八号から十号まで
- 〃 五七三番一 十一号及び十二号
- 〃 五七一 十三号

奈良県告示第四百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第一項の規定に基づき、広陵町から大和都市計画ごみ処理施設の変更に係る図書の
写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において
縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

公 告

財団法人行政書士試験研究センターに行われた平成十六年度行政書士試験について、
同センターが平成十七年一月十三日に公示した合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 五七一〇〇〇八 | 五七一〇〇一二 | 五七一〇〇二三 | 五七一〇〇三五 |
| 五七一〇〇三八 | 五七一〇〇五六 | 五七一〇〇六一 | 五七一〇〇六七 |
| 五七一〇〇八六 | 五七一〇〇八九 | 五七一〇〇九一 | 五七一〇一〇七 |
| 五七一〇一〇八 | 五七一〇一一九 | 五七一〇一三五 | 五七一〇一四一 |
| 五七一〇一四九 | 五七一〇一五七 | 五七一〇一七七 | 五七一〇一八七 |
| 五七一〇二一四 | 五七一〇二二七 | 五七一〇二四四 | 五七一〇二四五 |

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 五七二〇二八七 | 五七二〇二八九 | 五七二〇二九四 | 五七二〇三〇〇 |
| 五七二〇三〇九 | 五七二〇三四八 | 五七二〇三五一 | 五七二〇三七九 |
| 五七二〇四三九 | 五七二〇四四〇 | 五七二〇四四八 | 五七二〇五三八 |
| 五七二〇五七四 | 五七二〇六一三 | 五七二〇六三三 | 五七二〇六四二 |
| 五七二〇六四七 | 五七二〇七一〇 | 五七二〇七一五 | 五七二〇七七九 |
| 五七二〇七八五 | 五七二〇九一六 | 五七二〇九三八 | 五七二〇九五六 |
| 五七二一〇一二 | | | |

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十六年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飛鳥医療福祉研究会

三 代表者の氏名

本宮善恢

四 主たる事務所の所在地

橿原市内膳町四丁目五番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は、医療、予防医学、栄養学、介護などの厚生福利の手段を駆使して、腎不全などの慢性疾患に由来する身体障害者、広く生活習慣病に由来する有病者あるいは要介護者等のQOLを高めるための研究・研修・社会啓発、必要に応じて経験に基づいた支援のための社会事業を行い、健康高齢者創出のための提言をはかるとともに、医療福祉のあるべき姿の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十六年十二月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポート華生

三 代表者の氏名

濱田しま子

四 主たる事務所の所在地

橿原市久米町五二八の一

五 定款に記載された目的

この法人は、介護・支援を必要とする人、並びに家庭で介護に携わっている人に対して、介護支援に関する事業を行い、地域において全ての人々が人間らしく暮らし続けられるような社会の実現を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十二月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまと福祉会
- 三 代表者の氏名
檀原スミ子
- 四 主たる事務所の所在地
奈良市横井二丁目一五五番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全国の国民に対して、地域の障害者・高齢者の自立支援を行うために共生型社会の構築と、併せて安心で安全なまちづくりに関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年九月二日第七四一七六号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月五日第六一六〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年一月五日第三五二二号
- 三 開発区域に含まれる地域
生駒市北新町一一〇二番地ノ一、一一〇二番地ノ三、一一〇二番地ノ四、一一〇二番地ノ五、一一〇二番地ノ六、一一〇二番地ノ七及び一一〇二番地ノ九
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区備後町四丁目一番地ノ三
三井不動産株式会社関西支社 開発事業部長 植木宏一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市北新町一一〇二番地ノ九
下水道 生駒市北新町一一〇二番地ノ九の一部

一 許可番号

平成十六年十月一日第七四一七九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月六日第六一六三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年一月六日第三五二四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市葛本町五三八番地ノ一、五三八番地ノ二及び五三九番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町一五三番地二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市葛本町五三八番地ノ一、五三八番地ノ二及び五三九番地の各一部
下水道 橿原市葛本町五三八番地ノ一、五三八番地ノ二及び五三九番地の各一部

一 許可番号

平成十六年十月二十八日第七四一一三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月五日第六一六一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年一月五日第三五二三号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市矢田町六〇七二番地ノ二二、六〇七二番地ノ二五、六〇七二番地ノ二六、
六〇七二番地ノ二七、六〇七二番地ノ二八、六〇七二番地ノ二九、六〇七二番地ノ三〇、
六〇七二番地ノ三一、六二〇二番地ノ一、六二〇二番地ノ一及び六二〇二番地ノ一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市黒土町一九番地ノ八

五 有限会社双陽住建 代表取締役 譽田秀二
公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市矢田町六〇七二番地ノ二二、六〇七二番地ノ二五、六〇七二番地ノ二六、六二〇二番地ノ一及び六二〇二番地ノ一
下水道 大和郡山市矢田町六〇七二番地ノ二二、六〇七二番地ノ二六及び六二〇二番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十六年十二月十日第七四一四八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月六日第六一六二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市久米町六二三番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町二〇八番地ノ二

株式会社フクダ不動産 代表取締役 福田文彦

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十月四日高士第一六一一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十八日高士第六二五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十八日高士第二五八号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市忍海三〇番地ノ一及び三〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀郡大字陀町大字黒木四五番地

山本建設株式会社 代表取締役 山本武也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市忍海三〇番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年七月五日桜土第三七四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日桜土第五六一一六号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市東坊城町四五七番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市東坊城町九四二番地

中川長次郎

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年1月14日

奈良県監査委員 大倉 遼
奈良県監査委員 中島 實男
奈良県監査委員 山本 進章

奈良警察署
奈良県監査委員 中野 雅史

監査の結果

公用車事故の発生について

(事実認定)

公用車使用中における事故の発生が認められた。

(指摘事項)

公用車使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全確認、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

平成16年2月20日の事故発生直後関係者から事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、走行中における安全運転の徹底を図り、交通事故防止に努めるよう指示した。

全署員に対しては、平成16年2月26日・27日両日の署員研修において走行時の確実な安全確認の励行その他安全運転の徹底を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。

また、公用車使用中における事故防止については、奈良県警察職員事故防止規程に基づき警察車両運転技能認定審査のほか、毎日の朝礼、幹部会議及び毎月の研修等あらゆる機会を捉えて、交通事故防止の周知と安全運転の徹底を図る指示とともに毎日始業前の一斉車両点検を実施して車両の適切な管理に努めている。

措置結果通知日 平成16年11月15日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一三一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。